

＜＜ IJK会場内のJLS保税蔵置場を利用した、携行貨物の輸出手続 ＞＞

- ・当保税蔵置場は、税関の許可のもと、出展社が輸出申告を行う間輸出貨物を一時的に保管する場所です。他の用途には使用できません。
- ・輸出申告を行う輸出者は、輸出に関する準備、作業を、輸出者自身ですべて行います。
 - 輸出申告用インボイスの作成、輸出申告書の作成、商品の梱包
 - 保税蔵置場への貨物搬入
 - 税関への申告、書類の提出、検査の立会い
 - 税関への搬入証明の提出
 - 輸出許可後の保税蔵置場からの貨物搬出、出国する空港への輸送
 - 空港税関による搭載確認（搭載確認印の取得）
- ・JLS保税蔵置場の利用申込書は、1申告ごとに記入が必要です。利用申込書はJLS蔵置場で配布致します。事前に入手を希望される方は、弊社までご連絡下さい。(Email: info@j-logi.co.jp)
- ・申告の方法は（１）システム申告と（２）マニュアル申告があります。
 - （１）システム申告は、貨物をIJK内蔵置場に搬入した後、輸出者のNACCSで申告を行います（事前申込要）。貨物検査は税関職員と輸出者の立会いでIJK内蔵置場で行います。輸出許可はNACCSで通知されます。
 - （２）マニュアル申告は、最初に税関へ貨物と申告書類へ持ち込み検査を受けます。終了後、IJK内蔵置場へ搬入し、搬入証明を税関へ提出して輸出許可書の交付を受けます。
- ・輸出許可ののちJLS保税蔵置場から貨物を受け取り、携行者は空港税関で航空機搭乗前に搭載確認を受けて下さい。

*** 注意点 *****

- ・輸出申告および税関の貨物検査の立会いは、JLSでは代行いたしかねます。
- ・輸出免税に必要な「輸出の証明」は、携行貨物の場合「空港税関で搭載確認を受けた輸出許可書（通知書）」に該当します。空港税関の搭載確認印のない輸出許可書（通知書）は、輸出の証明と認められません。携行者は航空機搭乗前に、忘れずに搭載確認を受けるようにして下さい。
- ・搭載確認を受けた輸出許可書（通知書）は、輸出者の責任で携行者から回収して下さい。
- ・ワシントン条約等による輸出規制のある物品は、所定の書類がなければお預かりできません。
（例）ワニ革、ベッコウ、象牙、一部の珊瑚商品、一部のコンクパール、ダイヤモンド原石 等

*** 申告書類作成時の参考情報 *****

	5月16日（木）、17日（金）	5月18日（土）
蔵置場所	システム：3FW80 マニュアル：JLS-KIEH	
宛先官署	神戸税関ポートアイランド出張所	神戸税関本関（休日通関窓口）
	システム：入力不要	システム：3A、部門88、申告先種別R
	マニュアル：神戸税関ポートアイランド出張所長	マニュアル：神戸税関長
税関検査 （指定の場合）	システム：14時までに申告したものについて、15時にIJK内蔵置場にて検査	
	マニュアル：全ての申告分を搬入前に税関にて検査	
その他	システム：搬入時の貨物登録時に「積込港と最終仕向地」をお知らせ下さい。	

輸出申告書 様式（マニュアル） http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5010.pdf
 記入要領 http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5010k.pdf
 ※その他記入に関して不明な点は直接税関へご照会下さい。

お問い合わせ先：

ジェイ・ロジスティックサービス株式会社（JLS） 担当：田嶋、小上馬
 TEL: 078-856-2115 FAX: 078-856-2442 Email: info@j-logi.co.jp